

- 八 職員ノ共濟ニ關スル事項
  - 九 機密文書ノ取扱ニ關スル事項
  - 十 規定令達及記録ニ關スル事項
  - 十一 印鑑等ノ交付及保管ニ關スル事項
  - 十二 公文書類ノ收受淨寫及發送ニ關スル事項
  - 十三 文書處理濟否ノ點檢及其ノ未濟督促ニ關スル事項
  - 十四 公文書類編纂保存ニ關スル事項
  - 十五 圖書ノ保管及版權ニ關スル事項
  - 十六 統計及報告ニ關スル事項
  - 十七 石版印刷及其ノ技工ノ備役監督ニ關スル事項
  - 十八 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
  - 十九 他課、部、所ニ屬セサル事項
- 第三條 監督課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 遞信事業ノ監察ニ關スル事項
  - 二 通信事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
  - 三 通信事業ノ損害賠償及報酬ニ關スル事項
  - 四 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
  - 五 料金還付ニ關スル事項
  - 六 現業事務ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
  - 六ノ二 自動自轉車乗務集配、遞送手ノ試験ニ關スル事項
  - 七 三等局長、郵便取扱所長、郵便遞送集配受負人及現業備人ノ身分進退功過ニ關スル事項

- 八 三等局長以下ニ對スル渡切經費減額、違約謝金徵收及辨償ノ處分ニ關スル事項
- 九 三等局長以下身元保證ニ關スル事項
- 十 三等局長以下ノ他職兼務、旅行及營業ノ許否ニ關スル事項
- 十一 三等局長以下服務停止ニ關スル事項
- 十二 現業備人、技工備人及工事備夫ノ手當ニ關スル事項
- 十三 通信事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
- 十四 郵便物及電報差押ニ關スル事項
- 十五 特殊通信日附印ノ使用ニ關スル事項
- 十六 紀念繪葉書ノ發行ニ關スル事項
- 十七 郵便切手類記號承認ニ關スル事項
- 十八 通信事業ノ周知方法ニ關スル事項
- 十九 遞信省徽章、通信日附印及郵便切手模造取締ニ關スル事項
- 二十 郵便爲替金及郵便貯金其ノ他ノ過拂徵收金及辨償徵收金ノ延納又ハ分納ノ許否ニ關スル事項
- 二十一 資金又ハ過超金ノ遞送ヲ命シタル銀行及爲替手數料ノ變更ノ許否ニ關スル事項
- 二十二 三等局以下規定時間外各種現金受拂事務取扱許否ニ關スル事項
- 二十三 郵便貯金特別取扱ノ開廢ニ關スル事項
- 二十四 郵便爲替及郵便貯金ノ關係人ノ宿所氏名又ハ金額等指示認可ニ關スル事項
- 二十五 代書人ニ關スル事項
- 二十六 三等局長會ニ關スル事項
- 二十六ノ二 從業員會ニ關スル事項
- 二十六ノ三 從業員ノ待遇及勤務條件ニ關スル事項
- 二十七 第三種郵便物ノ認可、私書函ノ貸與及約束郵便ニ關スル事項



- 二十八 新聞電報ノ取扱及之ニ附帶スル申請ノ認可ニ關スル事項
  - 二十九 官廳用及私設電信電話無線電信無線電話ノ監督ニ關スル事項
  - 三十 同報電信加入者ノ處分ニ關スル事項
  - 三十一 規則違反ニ係ル同報電信ノ通信停止ニ關スル事項
  - 三十二 電話加入申込受理開始ノ際ニ於ケル登記順番及開通順序ノ繰上繰延ニ關スル事項
  - 二十三 至急開通電話及寄附開通電話ニ關スル事項
  - 三十四 電話加入區域外加入ニ關スル事項
  - 三十五 豫約新聞電話ニ關スル事項
  - 三十六 電話線ノ専用ニ關スル事項
  - 三十七 電話加入者ノ除名處分ニ關スル事項
  - 三十八 規則違反ニ係ル通話竝ニ官廳用及私設電話機接續ノ停止ニ關スル事項
  - 三十九 電話移轉費ノ豫納又ハ後納ノ決定ニ關スル事項
  - 四十 郵便爲替金、郵便貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ出納調査ニ關スル事項
  - 四十一 資金ノ運轉ニ關スル事項
  - 四十二 資金及過超金ノ受授便及特別受授局ノ指定ニ關スル事項
  - 四十三 出納官吏及出納員ノ出納證明ニ關スル事項
- 第四條 規畫課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 通信事業ノ計畫ニ關スル事項
  - 二 三等局以下ノ經費ニ關スル事項
  - 三 三等局以下ノ局舎構造及設備ニ關スル事項

- 四 職員ノ定員定率ニ關スル事項
  - 五 現業員勤勉手当給與ニ關スル事項
  - 六 工事傭人ノ人員給料、馬匹馬糧ノ定數等ノ査定ニ關スル事項
  - 七 郵便切手類及收入印紙配給局及同配給區域ノ指定變更ニ關スル事項
  - 八 三等局、郵便取扱所、電信取扱所、集配所、繼立所、交換所、電話所、自動電話機及三等局區内郵便切手收入印紙賣捌所、郵便函場ノ廢置、移轉及變更ニ關スル事項
  - 九 郵便線路ノ開廢、變更竝ニ郵便區、集配局及集配度數等ノ變更ニ關スル事項
  - 十 遞送料及遞送集配ノ請負契約ニ關スル事項
  - 十一 郵便遞送記ノ調査、荷量ノ調査ニ關スル事項
  - 十二 鐵道郵便室及鐵道係員湯茶供給所ノ開廢、移轉ニ關スル事項
  - 十三 郵便行囊運轉ニ關スル事項
  - 十四 電信回線、電報中繼及局報順路ノ調査ニ關スル事項
  - 十五 電信取扱時間ノ制限及電信區劃丁程ニ關スル事項
  - 十六 電報配達特別受持地名表及電報配達受持區内各地里程表調製ニ關スル事項
  - 十七 局所名略符號ノ設定及變更ニ關スル事項
  - 十八 電話回線ノ調査ニ關スル事項
  - 十九 電話區劃ニ關スル事項
  - 二十 特設電話加入ニ關スル事項
  - 二十一 同報電信加入ニ關スル事項
- 第五條 削除



第六條 工務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 電信、電話、無線電信、無線電話ノ建設及保存工事ノ設計(設計ノ内容タル用品ノ査定ヲ含ム)ニ關スル事項
- 一ノ二 電信、電話、無線電信、無線電話ノ建設及保存工事ノ施行ニ關スル事項
- 二 依托ニ係ル官私設電線ノ建設及保存工事ニ關スル事項
- 三 電信線、電話線建設條例第三條ニ關スル事項
- 四 電氣工作物規程ニ依リ電信線、電話線及之ニ附屬スル金屬體ニ關シ電氣事業者ヨリ承諾ノ請求ニ對スル許否ニ關スル事項
- 五 電氣工作物規程ニヨリ電信線及電話線ニ關シ電氣事業者ヨリ立會ノ請求ニ對スル立會ニ關スル事項
- 六 電線ノ移轉ニ關スル事項
- 七 陸揚地、試験室及工夫休泊所ニ關スル事項
- 八 削除
- 九 電信、電話、無線電信、無線電話ノ試験ニ關スル事項
- 十 削除
- 十一 公衆電話機ノ監視ニ關スル事項
- 十二 私設無線電信、無線電話機裝置ノ検査ニ關スル事項
- 十三 電信、電話、無線電信、無線電話ノ建設及保存工用品ノ試験ニ關スル事項
- 十四 削除
- 十五 通信工員、通信技工及通信工手以下ノ身分進退功過ニ關スル事項
- 十六 通信工員、通信技工、通信工手及見習工手ノ服務ニ關スル事項

第七條 保險課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 簡易生命保險及郵便年金契約者ノ募集及事業周知ニ關スル事項
  - 二 簡易生命保險及郵便年金事業ノ取扱方法ノ規定ニ關スル事項
  - 三 簡易生命保險及郵便年金事業ニ係ル犯罪、申告其ノ他事故ノ處分ニ關スル事項
  - 四 簡易生命保險審査會並簡易生命保險及郵便年金ノ現業事務ニ關スル民事訴訟及附帶私訴ニ關スル事項
  - 五 簡易生命保險及郵便年金事業ニ關スル三等局以下ノ經費ニ關スル事項
  - 六 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ノ下調ニ關スル事項
  - 七 簡易生命保險及郵便年金積立金ヲ貸付ケタル事業ノ狀況調査ニ關スル事項
  - 八 簡易生命保險及郵便年金積立金貸付ニ依ル債權ノ確保ニ關スル事項
  - 九 簡易保險健康相談所其ノ他簡易生命被保險者ノ保健施設ニ關スル事項
  - 十 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル支拂金ノ過拂徴收金ニ關スル事項
  - 十一 簡易生命保險ノ關係人宿所氏名又ハ金額等ノ指示認可ニ關スル事項
- 第八條 電氣課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
- 一 電氣事業ニ關スル許否、認可其ノ他ノ申請及届出等ノ調査、處分其ノ他電氣事業ノ取締ニ關スル事項
  - 二 電氣事業用電信電話ノ監督ニ關スル事項
  - 三 電氣線路ノ監督ニ關スル事項
  - 四 電氣事業業務及電氣工作物ノ検査並電氣工事ノ調査ニ關スル事項
  - 五 電氣事業主任技術者又ハ其ノ代務者ニ關スル事項
  - 六 汽機汽罐主任者ニ關スル事項
  - 七 電氣工事人ノ取締ニ關スル事項
  - 八 電氣計器ノ取締ニ關スル事項



九 電氣計器ノ試験檢定ニ關スル事項  
十 發電水力調査ニ關スル事項

第九條 經理課ハ左ノ事務ヲ掌理ス(東京逓信局及大阪逓信局ニ在リテハ購  
買課ノ掌理事項ニ屬スルモノヲ除ク)

一 歳出豫算ニ關スル事項

二 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻ニ關スル事項

三 歳出ノ支出、繰越、過年度支出及戻入ニ關スル事項

四 歳入歳出ノ決算ニ關スル事項

五 三等局(特ニ指定シタ  
ル局ヲ除ク)所屬共濟組合員ノ掛金徵收ニ關スル事項

六 歳入ノ徵收及歳出ノ支出ノ検査ニ關スル事項

七 現金、物品、郵便切手類及收入印紙ノ出納保管ノ検査ニ關スル事項

八 營繕工事竝物件ノ賣買、貸借、交換及修繕ノ検査ニ關スル事項

九 削除

十 不用品竝亡失毀損ニ係ル物品、郵便切手類及收入印紙ノ検査ニ關スル事項

十一 證明書類ノ下検査(現金出納ニ關ス  
ルモノヲ除ク)ニ關スル事項

十二 郵便函及電話機持退手當ノ給與ニ關スル事項

十三 物件(土地、建物、工作  
物及船舶ヲ除ク)ノ賣買、貸借及修繕ニ關スル事項

十四 物品ノ運搬ニ關スル事項

十五 人夫、船車馬類ノ供給ニ關スル事項

十六 事業用器具機械材料及式紙類ノ査定(工務課ノ掌理事項ニ關スル設計)配給ニ關スル事項  
(内容タル用品ノ査定ヲ除ク)

十七 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項

十八 郵便切手類及收入印紙ノ賣捌、買戻及出納保管ニ關スル事項

十九 物品、郵便切手類及收入印紙ノ亡失毀損ノ認定及辨償處分ニ關スル事項

二十 遞送集配用喇叭驛鈴及銃器ノ使用認可ニ關スル事項

二十一 營繕工事ノ計畫及施行ニ關スル事項

二十二 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項

二十三 國有財産ノ管理ニ關スル事項

二十四 官舎及宿舍ニ關スル事項(庶務課ノ掌理事項ニ  
屬スルモノヲ除ク)

二十五 點燈煖房等ノ設備ニ關スル事項

二十六 借入土地建物及船舶ノ管理ニ關スル事項

二十七 給仕小使等傭人ニ關スル事項

二十八 局内外取締ニ關スル事項

二十九 非常警備ニ關スル事項

第九條ノ二 購買課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 物件(土地、建物、工作  
物及船舶ヲ除ク)ノ賣買、貸借及修繕ニ關スル事項

二 物品ノ運搬ニ關スル事項

三 人夫、船車馬類ノ供給ニ關スル事項

四 營繕工事ノ計畫及施行ニ關スル事項

五 土地、建物、工作物及船舶ノ賣買、貸借、交換及寄附受理ニ關スル事項

六 營繕工事竝物件ノ賣買、貸借、交換及修繕ノ検査ニ關スル事項



- 七 電信電話設備以外ノ國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 八 借入土地建物及船舶ノ管理ニ關スル事項
- 九 官舎及宿舍ニ關スル事項(庶務課ノ掌理事項ニ屬スルモノヲ除ク)
- 十 點燈煖房等ノ設備ニ關スル事項
- 十一 給仕小使等傭人ニ關スル事項
- 十二 局内外取締ニ關スル事項
- 十三 非常警備ニ關スル事項

第十條 海事部ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 船舶ノ積量測定ニ關スル事項
- 二 船舶登録ニ關スル事項
- 三 船舶國籍證書及假船舶國籍證書ニ關スル事項
- 四 船舶ノ検査ニ關スル事項
- 五 造船ノ監督ニ關スル事項
- 六 造船鐵材調査ニ關スル事項
- 七 船舶滿載吃水線ノ指定ニ關スル事項
- 八 遠洋漁業獎勵法ニ依ル漁船ノ製造監督及検査ニ關スル事項
- 九 船舶職員及水先人ノ試験ニ關スル事項
- 十 海技免狀及水先免狀ニ關スル事項
- 十一 船員手帳ニ關スル事項
- 十二 船員ノ職業紹介ニ關スル事項

- 十二ノ二 船員ノ最低年齢及健康證明書ニ關スル事項
- 十二ノ三 船員ノ労働爭議調停ニ關スル事項
- 十三 海員ノ雇傭契約ノ公認及認證ニ關スル事項
- 十四 船長就職及退職ノ認證ニ關スル事項
- 十五 海員ノ遺産ニ關スル事項
- 十六 船内書類ノ認可ニ關スル事項
- 十七 海難ノ調査ニ關スル事項
- 十八 航海日誌ノ檢閲、船長ノ報告及報告書ノ認證ニ關スル事項
- 十九 船燈信號器及救命具ノ檢定及監督ニ關スル事項
- 二十 海事代願人ノ取締ニ關スル事項
- 二十一 海運狀況ノ調査ニ關スル事項
- 二十二 前各號ノ外法令ニ依リ管海官廳ノ事務ニ屬セシメラレタル事項
- 二十三 部印及部長印ノ管守ニ關スル事項

第十一條 遞信講習所ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 遞信講習所規程ニ依ル講習及生徒ノ配屬並其定員定率ニ關スル事項
  - 二 通信吏員ノ本務外事務修習ニ關スル事項
  - 三 特殊有技者ノ檢定及其ノ勤勉手當給與ニ關スル事項
  - 四 三等局員ノ電氣通信技術特別檢定ニ關スル事項
  - 五 電信現業員ノ資格檢定ニ關スル事項
- 第十二條 遞信大臣ハ遞信講習所ノ事務ヲ分掌セシムル爲遞信局所在地外ノ一等局又ハ二等局所在地ニ支



所ヲ設クルコトアルヘシ

第十二條ノ二 遞信大臣ハ第六條各號ノ事務及電信、電話、無線電信、無線電話ノ建設並保存工事ニ直接必要ナル經理事務ヲ分掌セシムル爲工務課出張所ヲ設クルコトアルヘシ

第十三條 課ニ課長、部ニ部長、所ニ所長、支所ニ支所長ヲ置キ遞信大臣之ヲ命免ス

第十四條 遞信局長ハ課、部ニ係ヲ置クコトヲ得  
係ニ係長ヲ置キ遞信局長之ヲ命免ス

○遞信局長職務章程 (大正二年六月公達第三五七號)

第一條 遞信局長ハ主管事務ニ關スル法律命令ヲ執行シ且部下ノ職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信大臣ニ具狀ス

第二條 遞信局長ハ左ノ事務ヲ專決施行ス

- 一 課長及各部所長ヲ除クノ外局員ノ服務ヲ指定スル事
- 二 局雇員ヲ進退スル事
- 三 部下職員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養、受験願ヲ處理スル事
- 四 部下職員ノ除服出仕ヲ命スル事
- 五 部下職員及其ノ家族ノ營業願ヲ處理スル事
- 六 部下職員ヲ内地ニ出張ヲ命シ又ハ管轄區内ニ駐在ヲ命スル事
- 七 削除
- 八 三等局長以下身元引受人ノ變更ヲ許可スル事
- 九 三等局長以下ノ他職兼務ヲ許可スル事
- 十 三等局長以下犯罪アリト認知シタルトキ其ノ情狀ニ依リ服務ヲ停止スル事
- 十一 講習生學費手當金ノ償納ヲ免除又ハ猶豫スル事
- 十二 部下職員ニ對シ他官廳其ノ他ヨリ囑託ノ受諾ヲ許可スル事
- 十三 三等局長以下ニ對シ渡切經費減額並違約謝金及辨償金徵收ノ處分ヲ爲ス事
- 十四 遺失物法又ハ水難救護法ニ依リ遺失物又ハ漂流物等拾得者ニ報勞金ヲ給與スル事
- 十五 公衆傷害慰藉金及非常災害等ノ場合ニ於ケル部外盡力者ニ對スル慰勞金ヲ給與スル事但シ總額一



- 千圓以内ニシテ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 十五ノ二 三百圓以下ノ諸謝金ヲ贈與スル事但シ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 十六 附帶私訴提起ニ關スル事
- 十七 亡失毀損物品ノ辨償ヲ命スル事但シ物品事務規程ニ依ルモノヲ除ク
- 十八 部下職員ノ受クル贈與ノ受領申請ヲ許可スル事
- 十九 國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收ヲ要スルモノヲ除クノ外各種徵收金ノ分納及延納ヲ許可スル事
- 二十 郵便切手類及收入印紙配給局並同配給區域ヲ指定變更スル事但シ區内ヲ通シ定員ニ増加ヲ要スル場合ヲ除ク
- 二十一 郵便柱函、郵便掛函及電話機持退手當ヲ支給スル事
- 二十二 現業員勤勉手當ヲ給與スル事
- 二十三 官吏療治料ヲ給與スル事
- 二十四 同居セサル親族ニ對スル家族移轉料ノ支給ヲ認可スル事
- 二十五 會計規則第三百三十六條ノ検査員同第三百三十七條ノ立會官吏及同第四百四十六條ノ計算書作成官吏ヲ命スル事
- 二十六 出納官吏及出納員ニ對スル檢定書ヲ處理スル事
- 二十七 郵便電信遞送集配用喇叭、驛鈴、銃器ノ使用ヲ認可スル事
- 二十八 民事訴訟ヲ提起スル事
- 二十九 一、二等局渡切費支給定額ヲ決定シ又ハ一、二等局及特定三等局渡切費ニ臨時増額スル事但シ既達豫算内支辨ノモノニ限ル
- 二十九ノ二 渡切經費引繼責任額ヲ改定スル事

- 三十 非常災害其ノ他事務ノ繁忙時ニ於ケル臨時焚出料ヲ支出スル事但シ既達豫算内處辨ノ場合ニ限ル
- 三十ノ二 自轉車ヲ増備スル事但シ既達豫算内ヲ以テ處辨シ得ル場合ニ限ル
- 三十一 三等局以下局所ノ移轉ヲ許可スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 三十二 三等局以下ニ對シ規定時間外ノ取扱ヲ許可スル事
- 三十三 削除
- 三十四 逓信省徽章ノ使用及模造並通信日附印ノ模造ヲ許可スル事
- 三十五 講習生ノ現業局執務期間延伸ヲ認可スル事
- 三十六 天災事變等ニ依リ急遽ノ處置ヲ要スル場合通信疏通上機宜ノ應急措置ヲ講スル事
- 三十六ノ二 普通三等局ヲ郵便取扱所ニ、郵便取扱所ヲ普通三等局ニ改定並普通三等局郵便物集配事務ヲ開廢スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 三十七 郵便局及電信局臨時出張所又ハ臨時分室ヲ開廢スル事但シ其ノ所要經費及物品カ業務勘定既達豫算及同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ以テ處辨シ得ルモノニ限ル
- 三十七ノ二 毎年一定ノ期間ヲ限リ開設スル郵便、電信局所ノ開設期間ヲ變更スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 三十七ノ三 既設備ヲ利用シ普通三等局以下ノ電信電話事務ノ開始並直接之ニ必要ナル回線計畫ヲ爲ス事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 三十八 三等局以下ノ局所名ヲ改稱スル事
- 三十九 決定濟ニ係ル局所又ハ事務ノ開廢、局所ノ移轉、電信電話回線ノ開廢、變更施行期日ヲ定ムル事
- 四十 決定濟ノ電信電話施設ニ對スル現金、物品及勞力ノ寄附ヲ聽許スル事
- 四十一 成規定例アル事項ニ付事務取扱ヲ指示スル事



- 四十二 鐵道船舶郵便運送命令違背處分ニ關スル事
- 四十三 遞送集配受負規程ニ依リ違約謝金ヲ徵收スル事
- 四十四 郵便私書函ヲ設置スル事
- 四十五 郵便函、郵便集配所ヲ開廢、移轉スル事
- 四十六 郵便區畫、集配區畫及市内外區畫ヲ變更シ又ハ集配度數ヲ増減スル事但シ區内ヲ通シ經費ニ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十七 遞送手兼掌集配及受負集配ヲ施行又ハ廢止スル事但シ區内ヲ通シ經費ニ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十八 郵便規則第七十三條ノ適用地ヲ指定シ又ハ之ヲ削除スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 四十九 通常道路郵便線路(順送便ヲ除ク)ヲ開廢、變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十 二、三等水路郵便線路ヲ開廢、變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十一 通常道路郵便線路ニ於ケル遞送荷量ヲ特定シ又ハ人車送ニ補助人夫ヲ附シ若ハ之ヲ解除スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十二 局數ヲ増加セスシテ一、二等鐵道郵便線路(特ニ指定シタルモノヲ除ク)ノ區間閉囊便受渡局ヲ變更スル事
- 五十二ノ二 鐵道郵便線路(一、二等ノ線路ニ在リテハ特ニ指定シタルモノニ限ル)ノ區間閉囊便ヲ開廢シ又ハ受渡局ヲ變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク
- 五十三 鐵道郵便線路、索道郵便線路及一等水路郵便線路ノ發著時刻(特ニ指定シタル以外ノ一、二等鐵道郵便線路ニ在リテハ搭載列車ヲ變更セサルモノニ限ル)及通常小包併送便ヲ變更シ又ハ受渡便ヲ開廢、變更スル事但シ區内ヲ通シ經費ノ増加ヲ要スルモノヲ除ク

- 五十四 鐵道郵便線路ニ於ケル臨時締切便ヲ開設スル事但シ開設期間ハ引續キ六日以上ニ亘ルコトヲ得ス
- 五十五 削除
- 五十六 郵便繼立所及郵便交換所ヲ開廢シ並遞送上ノ局所(受渡局所ヲ除ク)ヲ指定スル事
- 五十七 鐵道及船内郵便係員湯供給所ヲ開廢又ハ移轉スル事
- 五十八 郵便物持込標準時間ヲ定ムル事
- 五十九 郵便行囊普通主管局ノ受持區域ヲ指定又ハ變更スル事
- 六十 各應歲入金又ハ歲出金受拂時期ニ於テ資金又ハ過剰金遞送ノ爲郵便線路ノ開設、増便ヲ爲シ又ハ遞送手ヲ増加スヘキ遞送便ヲ指定スル事
- 六十一 削除
- 六十二 削除
- 六十三 削除
- 六十四 官廳用及私設無線電信電報託送取扱ノ開廢期日及託送電報ノ種別ヲ決定スル事
- 六十五 私設電信規則第二十條及官廳用電信電話規程ニ依リ電信施設者ニ對シ必要ノ物件工事費ヲ指示スル事
- 六十六 電報取扱時間及電報取扱種別ヲ變更スル事
- 六十七 電報取扱所ニ於ケル電報取扱時間外ノ取扱及電報別使艇船配達ノ取扱ヲ開廢スル事
- 六十八 電信區畫ヲ設定又ハ變更スル事
- 六十九 資本勘定豫算及機械ノ増設ヲ要セサル場合ニ於テ電信電話回線ヲ變更スル事但シ其ノ回線カ他管區ニ跨ル場合ヲ除ク
- 七十 電話規則ニ依リ通話停止、加入其ノ他ノ申請認可取消、加入取消又ハ加入除名ノ處分ヲ爲ス事



- 七十一 定例ニ依リ豫約通話ノ申請ヲ認可スル事但シ短期豫約通話ニ關スルモノヲ除ク
- 七十二 火災報知電話ヲ設置スル事
- 七十三 市内専用電話規則第一條第二項ニ依ルモノヲ許可スル事
- 七十三ノ二 市内専用電話ノ使用許可取消處分ヲ爲ス事
- 七十四 電話番號簿私製方認可スル事
- 七十五 既達豫算ノ範圍内ニ於テ豫約専用電話機設置ヲ許可スル事
- 七十六 定例ニ依リ甲種増設電話施設地域ヲ認定スル事
- 七十七 定例ニ依リ電話特急架設ヲ承認スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 七十八 經費豫算内ニ於テ電話加入ノ請求ヲ受理シ線路ヲ建設シ機械ヲ裝置スル事
- 七十九 電話規則第四十七條第一項但書ノ規定ニ依リ加入名義ノ變更ヲ認可スル事
- 八十 電話事務員ノ養成委託ヲ受クル事
- 八十一 臨時公衆電話ヲ開廢スル事但シ其ノ所要經費及物品カ業務勘定既達豫算及同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ以テ處辨シ得ルモノニ限ル
- 八十二 區内ヲ通シ數ノ増加ヲ來ササル範圍内ニ於テ公衆電話ヲ開廢スル事
- 八十三 公衆電話機設置場所ヲ變更スル事
- 八十四 電話呼出區域ヲ設定又ハ變更スル事
- 八十四ノ二 五級地以下(六大都市ヲ除ク)ノ電話加入區域ヲ設定又ハ變更スル事但シ加入區域ノ組替ニシテ既達豫算ヲ以テ支辨シ得サルモノ竝加入區域ヲ合併スルモノヲ除ク
- 八十四ノ三 市外通話區域及市外通話料ヲ設定又ハ變更スル事但シ他管内ニ跨ルモノヲ除ク
- 八十五 定例ニ依リ定時通話區域ヲ設置又ハ變更スル事

- 八十六 鑛業特設電話所ヲ開廢スル事及同專用地域ヲ變更スル事
- 八十七 制限外共同線及連接加入ヲ許可スル事
- 八十八 既達豫算ヲ以テ施行シ得ル無料電話ヲ認可スル事
- 八十九 電話ノ加入區域外加入(八軒以内)ヲ許可スル事
- 九十 放送無線電話ノ試験電波發射其ノ他試験放送ヲ許可スル事
- 九十一 放送無線電話ノ放送時刻ノ臨時變更、「スタヂオ」外「マイクrophon」臨時設備又ハ有線若ハ無線中繼ノ臨時設備ヲ許可スル事但シ其ノ實施又ハ使用ノ期間二十日ヲ超ユルモノヲ除ク
- 九十二 業務勘定既達豫算ノ範圍内ニテ同勘定所屬物品又ハ豫備機ヲ繰替使用シ臨時ニ電信電話回線ノ接續ヲ變更シ機械ヲ増減シ通信方式ヲ變更スル事但シ其ノ回線カ他管區ニ跨ル場合ヲ除ク
- 九十三 管轄區内局所間電話中繼順路ノ指定並電信電話中繼順路ノ變更ヲ爲ス事
- 九十四 定例ニ依ル官私設有線電信電話ノ施設、變更、讓渡及有効期間伸長並工事落成期限ノ變更ヲ許可スル事
- 九十四ノ二 官廳用及私設電信電話ノ施設變更ニ伴フ本省線路ヘノゴム線ノ添架又ハ市内電話ケーブル心線ノ使用並之カ工事ノ依託ヲ許可スル事
- 九十四ノ三 官廳用軍用又ハ私設ノ電線及電池維持ノ依託ヲ許可スル事
- 九十五 保守受負ノ契約解除ニ係ル私設電信及電話線ヲ撤去スル事
- 九十六 局舎移轉ニ際シ電線引込及機械裝置變換工事ヲ爲ス事但シ既達豫算内ニテ支辨シ得ルモノニ限ル
- 九十六ノ二 電信電話線ノ線種ヲ變更シ並單線式ヲ複線式ニ變更スル事但シ既達豫算ヲ以テ支辨シ得ルモノニ限ル
- 九十七 電信線、電話線建設條例第五條ニ依ル電線移轉願ヲ許可スル事



- 九十八 電信線、電話線、無線電信柱及無線電話柱ヲ保守スル事但シ海底線ノ修補ハ特ニ命スルモノニ限ル
- 九十九 電信線、電話線建設條例第三條ニ掲ケタル事項ヲ爲ス事
- 百 保存依託ニ係ル私設電線同一線路内電柱ノ移轉及同一家屋内機械ノ位置ヲ變更スル事
- 百一 私設電信規則第十三條ノ二ニ依リ私設電信電話及鑛業特設電話ノ電線ヲ架空強電流電線路ノ支持物ニ添架ヲ許可スル事但シ電氣工作物規程本則第九十二條乃至第九十九條ノ設備ヲ爲スモノニ限ル
- 百二 電氣工作物規程ニ依リ電信線、電話線及之ニ附屬スル金屬體ニ關シ電氣事業者ヨリノ承諾ノ請求ヲ處理スル事
- 百三 電氣工作物規程ニ依リ電信線、電話線ニ關シ電氣事業者ヨリ立會ヲ請求シタル場合ニ於テ其ノ立會人ヲ命スル事
- 百四 削除
- 百五 削除
- 百六 削除
- 百七 削除
- 百八 電氣工作物又ハ其ノ工事中ノ狀況ヲ検査スル事
- 百九 電氣工作物検査ノ結果ニ依リ低壓又ハ高壓ノ配電線路(配電變壓器ヲ含ム)竝電氣使用場所ニ於ケル屋外及屋内工事ノ改修ヲ命スル事
- 百十 電氣工作物ノ臨時検査ヲ爲ス事
- 百十一 削除
- 百十二 船舶ノ積量測度ヲ爲ス事
- 百十三 船舶ノ登録ヲ爲ス事

- 百十四 船舶國籍證書及假船舶國籍證書ヲ交付スル事
- 百十五 船舶ノ検査ヲ爲ス事
- 百十六 造船事業ヲ監督スル事
- 百十七 造船鐵材ノ調査ヲ爲ス事
- 百十八 船舶滿載吃水線ノ指定ヲ爲ス事
- 百十九 遠洋漁業獎勵法ニ依ル漁船ノ製造監督及検査ヲ爲ス事
- 百二十 海技免狀ヲ交付スル事
- 百二十一 水先免狀ヲ交付スル事
- 百二十二 船員手帖ヲ交付スル事
- 百二十三 海員雇傭契約ノ公認及認證ヲ爲ス事
- 百二十四 船長就職及退職ノ認證ヲ爲ス事
- 百二十五 海員ノ遺産ノ提出ヲ命シ之ヲ處理スル事
- 百二十六 海難ノ調査ヲ爲ス事
- 百二十七 航海日誌ヲ檢閲スル事及船長ノ報告書ヲ認證スル事
- 百二十八 船燈信號器及救命具ノ檢定及監査ヲ爲ス事
- 百二十九 海事代願人ノ取締ヲ爲ス事
- 百三十 海運狀況ヲ調査スル事
- 百三十一 前十九號ノ外法令ニ依リ管海官廳ノ事務ニ屬セシメラレタル事
- 百三十二 資金及過超金ノ受授便及特別受授局ヲ指定スル事
- 百三十三 資金又ハ過超金ノ遞送ヲ命シタル銀行及爲替手數料ノ變更ヲ許可スル事



- 百三十四 郵便貯金特別拂ノ取扱ヲ開廢スル事
- 百三十五 制限外超過切手貯金ヲ處分スル事
- 百三十五ノ二 貯金ノ預入及拂戻月日ヲ更正スル事
- 百三十六 事故ニ罹リタル郵便貯金ニ對スル缺損利子徴收方ヲ決定スル事
- 百三十六ノ二 爲替證書、振替貯金拂出證書及貯金通帳檢閲通告書等ノ誤達ニ基ク拂戻、再度貯金通帳ノ請求又ハ改印轉居届等ヲ取消ス事
- 百三十七 再度通帳請求ニ對スル料金免除方ヲ決定スル事
- 百三十八 簡易生命保險證書及郵便年金證書ノ再度請求ニ對スル料金免除方ヲ決定スル事
- 百三十九 保險料拂込延滞料免除方ヲ決定スル事
- 百四十 積立金貸付分配原資ノ範圍内ニ於テ地方自治團體ニ對シ小學校、實業補習學校及傳染病院ノ建設並之カ舊債償還ノ資金ノ貸付ヲ決定スル事但シ同一貸付目的ニ對スル同一年度内ニ於ケル借入申込ノ總額カ二萬圓ヲ超ユルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 百四十一 前各號ニ比シ輕易ノ事項
- 第三條 逓信局長ハ其ノ專決施行ニ屬スル事務ノ一部ヲ部課所長、出張所長、支所長、事務主任タル局員又ハ一、二等及特定三等局長ニ分任スル事ヲ得

○通信官署官制 (大正十三年十一月勅令第二七三號)

- 第一條 通信官署ハ逓信大臣ノ管理ニ屬シ郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金、電信及電話ノ現業事務ヲ掌ル
- 第二條 通信官署ハ郵便局、電信局及電話局トス
- 第三條 郵便局ハ郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ現業事務ヲ、電信局ハ電信ノ現業事務ヲ、電話局ハ電話ノ現業事務ヲ掌ル
- 第四條 郵便局ハ電信及電話ノ現業事務ヲ、電信局ハ電話ノ現業事務ヲ兼掌スルコトヲ得
- 第五條 郵便局及電信局ヲ分テ一等、二等及三等トシ電話局ヲ分テ一等及二等トス
- 第六條 逓信大臣ハ郵便局ヲ指定シ區域ヲ定メテ現業監察ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得
- 第七條 郵便局、電信局及電話局ノ名稱、位置、等級及事務取扱ノ範圍ハ逓信大臣之ヲ定ム
- 第八條 逓信大臣ハ必要ナル在外各地ニ電信局ヲ設クルコトヲ得
- 第八條 逓信大臣ハ必要ナル各地ニ郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金、電信又ハ電話ノ取扱所ヲ設クルコトヲ得
- 第九條 通信官署ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 通信事務官 專任百三十人 奏任
  - 通信技師 專任三十三人 奏任
  - 通信書記 專任七千五百三十七人 判任
  - 通信技手 專任六百六十六人 判任
  - 通信書記補 專任一萬二千六百五十七人 判任



三等郵便局長  
三等電信局長

判任  
判任

- 第十條 各局所ノ定員ハ遞信大臣之ヲ定ム
- 第十一條 通信事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十二條 通信技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十三條 通信書記及通信書記補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第十四條 通信技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第十五條 一等郵便局長、一等電信局長及一等電話局長ハ通信事務官ヲ以テ、二等郵便局長、二等電信局長及二等電話局長ハ通信書記ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十六條 三等郵便局長及三等電信局長ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル
- 第十七條 通信事務官、通信技師、通信書記及通信技師ハ臨時命ヲ承ケ通信ニ關スル遞信省ノ事務ヲ助ク

○現業監察ノ事務ヲ掌ル一等郵便局名及區域 (大正八年五月告示第六四三號)

別表ニ掲クル一等郵便局ハ各下記ノ区域内ニ於ケル郵便、電信、電話、爲替貯金、簡易生命保險及郵便年金ノ現業監察ノ事務ヲ掌ル

(別表)

管轄遞信局	一等郵便局	區	域
東京遞信局	横濱郵便局 浦和郵便局 前橋郵便局 千葉郵便局 水戸郵便局 宇都宮郵便局 静岡郵便局 甲府郵便局	神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 静岡縣 山梨縣	
名古屋遞信局	津郵便局 岐阜郵便局 長野郵便局 福井郵便局 金澤郵便局	三重縣 岐阜縣 長野縣 福井縣 石川縣	

現業監察ノ事務ヲ掌ル一等郵便局名及區域



熊本遞信局	廣島遞信局	大阪遞信局	富山郵便局
宮崎郵便局 佐賀郵便局 大分郵便局 福岡郵便局 長崎郵便局	松山郵便局 高松郵便局 山口郵便局 岡山郵便局 松江郵便局 鳥取郵便局	高知郵便局 徳島郵便局 和歌山郵便局 大津郵便局 奈良郵便局 神戸中央郵便局 京都郵便局	富山縣
宮崎縣 佐賀縣 大分縣 福岡縣 長崎縣	愛媛縣 香川縣 山口縣 岡山縣 島根縣 鳥取縣	高知縣 徳島縣 和歌山縣 滋賀縣 奈良縣 兵庫縣 京都府	

札幌遞信局	仙臺遞信局	鹿兒島郵便局	鹿兒島縣
稚内郵便局 釧路郵便局 室蘭郵便局 旭川郵便局 小樽郵便局 函館郵便局	秋田郵便局 山形郵便局 青森郵便局 盛岡郵便局 福島郵便局 新潟郵便局	那霸郵便局 沖繩縣	鹿兒島縣
北見國ノ内利尻郡 釧路國ノ内十勝郡 釧路國ノ内枝幸郡 釧路國ノ内禮文郡 天鹽國ノ内天鹽郡 天鹽國ノ内苫前郡	秋田縣 山形縣 青森縣 岩手縣 福島縣 新潟縣	沖繩縣	鹿兒島縣



○一等郵便局、電信局及電話局分課規程 (大正二年六月公達第三五九號)

第一條 一等郵便局、電信局及電話局ニ課、分局(電話局ニ限ル)又ハ係ヲ置ク其ノ區別ハ別表第一號ニ依ル但シ左ノ一等郵便局、電信局ニハ課ヲ置カス

横須賀郵便局	浦和郵便局	高崎郵便局	前橋郵便局
千葉郵便局	水戸郵便局	宇都宮郵便局	沼津郵便局
甲府郵便局	山田郵便局	敦賀郵便局	堺郵便局
伏見郵便局	西宮郵便局	奈良郵便局	大津郵便局
尾道郵便局	山口郵便局	鳥取郵便局	八幡郵便局
若松郵便局	宮崎郵便局	秋田郵便局	弘前郵便局
山形郵便局	福島郵便局	長岡郵便局	釧路郵便局
室蘭郵便局	稚内郵便局	上海電信局	芝罘電信局
青島電信局			

第二條 削除

第三條 第一條ノ課、分局及係ノ分掌事項ハ別表第二號ニ依ル但シ別ニ告示スル一等郵便局ノ掌ル現業監察ノ事務ハ局長ノ直轄トス

第四條 課ニ課長、分局ニ分局長ヲ置キ遞信大臣之ヲ命免ス

第五條 左ノ一等郵便局、電信局及電話局ノ各課ニハ各其ノ下記員數ノ主幹ヲ置ク

東京中央郵便局 通常郵便課 三人 小包郵便課 二人



大阪中央郵便局	通常郵便課	二人	小包郵便課	二人
長崎郵便局	電信課	二人		
東京中央電信局	第一內信課	二人	第二內信課	二人
	外地課	二人	外信課	二人
大阪中央電信局	通信課	三人	外地課	二人
神戶中央電信局	通信課	二人		
東京中央電話局	市外交換課	二人		
大阪中央電話局	市外交換課	二人		
東京鐵道郵便局	乘務課	二人		
大阪鐵道郵便局	乘務課	二人		
仙臺鐵道船舶郵便局	乘務課	一人		
左ノ一等電信局ニハ下記員數ノ主幹ヲ置ク				
上海電信局		二人		

主幹ハ遞信大臣之ヲ命免ス

第六條 遞信局長ハ係ニ係長ヲ置クコトヲ得  
係長ハ遞信局長之ヲ命免ス

第七條 遞信局長ハ各局、課及分局ニ掛ヲ設ケ又ハ主事ヲ置クコトヲ得  
主事ハ遞信局長之ヲ命免ス

(別表)  
第一號

東京中央郵便局	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、電信課、為替貯金課
大阪中央郵便局	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、電信課、為替貯金課、保險課
神戶中央郵便局	庶務課、通常郵便課、小包郵便課、外國郵便課、電信課、為替貯金課、保險課、會計課
橫濱郵便局	庶務課、郵便課、外國郵便課、電信課、會計課
門司郵便局	庶務課、郵便課、外國郵便課、電信課、電話課、為替貯金課、保險課
長崎郵便局	庶務課、郵便課、外國郵便課、電信課、電話課、保險課
新潟郵便局	庶務課、郵便課、鐵道郵便課、電信課、電話課、保險課
松本郵便局	
姫路郵便局	
高知郵便局	
松江郵便局	庶務課、郵便課、電信課、電話課
佐賀郵便局	
大分郵便局	
旭川郵便局	
靜岡郵便局	
岐阜郵便局	
津郵便局	
富山郵便局	
金澤郵便局	
福井郵便局	



和歌山郵便局  
德島郵便局  
岡山郵便局  
高松郵便局  
松山郵便局  
熊本郵便局  
佐世保郵便局  
盛岡郵便局  
青森郵便局  
函館郵便局  
小樽郵便局  
鹿兒島郵便局  
仙臺郵便局  
札幌郵便局  
京都郵便局  
日本橋郵便局  
京橋郵便局  
廣島郵便局  
下谷郵便局  
小石川郵便局

庶務課、郵便課、電信課、電話課、保險課

庶務課、郵便課、電信課、電話課、為替貯金課、保險課

庶務課、郵便課、電信課、為替貯金課、保險課、會計課

庶務課、郵便課、電信課、為替貯金課、保險課

神田郵便局  
笹島郵便局  
大阪東郵便局  
大阪西郵便局  
七條郵便局  
福岡郵便局  
那霸郵便局  
名古屋郵便局  
下關郵便局  
神奈川郵便局  
大森郵便局  
中野郵便局  
濱松郵便局  
豐橋郵便局  
長野郵便局  
吳郵便局  
小倉郵便局  
久留米郵便局  
東京鐵道郵便局  
大阪鐵道郵便局

庶務課、郵便課、電信課、保險課

庶務課、郵便課、電信課

庶務課、郵便課、內信課、外信課、為替貯金課、保險課

庶務課、郵便電信課、外國郵便課

庶務課、郵便電信課、保險課

庶務課、郵便電信課、電話課、保險課

神田郵便局  
笹島郵便局  
大阪東郵便局  
大阪西郵便局  
七條郵便局  
福岡郵便局  
那霸郵便局  
名古屋郵便局  
下關郵便局  
神奈川郵便局  
大森郵便局  
中野郵便局  
濱松郵便局  
豐橋郵便局  
長野郵便局  
吳郵便局  
小倉郵便局  
久留米郵便局  
東京鐵道郵便局  
大阪鐵道郵便局



熊本鐵道郵便局 庶務課、乘務課

札幌鐵道郵便局

仙臺鐵道船舶郵便局

東京中央電信局

大阪中央電信局

神戸中央電信局

下關電信局

東京中央電話局

大阪中央電話局

京都中央電話局

神戸中央電話局

名古屋中央電話局

横濱中央電話局

廣島電話局

福岡電話局

第二號

東京中央、日本橋、下谷、京橋、小石川、大森、神田、中野、神奈川、静岡、濱松、名古屋、笹島、豊橋、岐阜、津、長野、松本、富山、金澤、福井、大阪中央、大阪東、大阪西、七條、姫路、和歌山、徳島、高知、廣島、吳、岡山、下關、松江、高松、松山、熊本、福岡、門司、小倉、久留米、長崎、佐賀、佐世保、大分、鹿兒島、那覇、仙臺、盛岡、青森、新潟、札幌、函館、小樽、旭川

庶務課

一 吏員傭人ノ身分進退及功過ニ關スル事項

二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項

三 圖書ノ保管ニ關スル事項

四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項

五 局員ノ保健及修養ニ關スル事項

六 豫算ノ經理ニ關スル事項

七 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻竝之カ決算ニ關スル事項

屋、笹島、大阪中央、大阪東、大阪西、廣島ノ各局ヲ除ク

一等郵便局、電信局及電話局分課規程

庶務課、監查課、加入課、料金課、交換課、長者町分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、下分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、三宮分局、兵庫分局、葺合分局、湊川分局、須磨分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、東分局、南分局、西分局、中分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、堀川分局、天王寺分局、本町分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局

庶務課、監查課、加入課、料金課、養成課、市内交換課、市外交換課、西分局、西陣分局、上分局、祇園分局



- 八 歳出ノ繰替支出及過誤拂返戻竝之カ決算ニ關スル事項
- 九 郵便切手類收入印紙ノ賣捌買戻及出納保管ニ關スル事項(窓口賣捌事務ヲ除ク)
- 十 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 十一 物件ノ賣買、貸借及修繕等ニ關スル事項
- 十二 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
- 十三 官舎及宿舍ニ關スル事項
- 十四 給仕小使等傭人ニ關スル事項
- 十五 局内外取締及非常警備ニ關スル事項
- 十六 局中他課ニ屬セサル事項

横濱、京都、  
神戸中央  
郵便局

庶務課

- 一 吏員傭人ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 三 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 五 局員ノ保健及修養ニ關スル事項
- 六 局中他課ニ屬セサル事項

東京  
大阪  
熊本  
札幌  
仙臺鐵道船舶郵便局

鐵道郵便局

庶務課

- 一 吏員傭人ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 三 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 五 局員ノ保健及修養ニ關スル事項
- 六 豫算ノ經理ニ關スル事項
- 七 歳出ノ繰替支出及過誤拂返戻竝之カ決算ニ關スル事項
- 八 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 九 物件ノ賣買貸借及修繕等ニ關スル事項
- 十 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
- 十一 官舎及宿舍ニ關スル事項
- 十二 給仕小使等傭人ニ關スル事項
- 十三 局内外取締及非常警備ニ關スル事項
- 十四 局中他課ニ屬セサル事項



東京中央、大阪中  
央、神戸中央、下關

電信局

東京中央、横濱中央、名古屋中央、  
大阪中央、京都中央、神戸中央

電話局

庶務課

- 一 吏員傭人ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 三 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 五 局員ノ保健及修養ニ關スル事項
- 六 豫算ノ經理ニ關スル事項
- 七 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻竝之カ決算ニ關スル事項(神戸中央電信局及下關局ニ限ル)
- 八 歳出ノ繰替支出及過誤拂戻竝之カ決算ニ關スル事項
- 九 公衆電話料金取集ニ關スル事項(各中央電話局ニ限ル)
- 十 郵便切手類ノ出納保管ニ關スル事項
- 十一 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 十二 物件ノ賣買貸借及修繕等ニ關スル事項
- 十三 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
- 十四 官舎及宿舍ニ關スル事項
- 十五 給仕小使等傭人ニ關スル事項

- 十六 局内外取締及非常警備ニ關スル事項
- 十七 局中他課、係ニ屬セサル事項

廣島  
福岡  
電話局

庶務課

- 一 吏員傭人ノ身分進退及功過ニ關スル事項
- 二 文書ノ收受、淨書、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 三 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 四 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項
- 五 局員ノ保健及修養ニ關スル事項
- 六 豫算ノ經理ニ關スル事項
- 七 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻竝之カ決算ニ關スル事項
- 八 歳出ノ繰替支出及過誤拂戻竝之カ決算ニ關スル事項
- 九 郵便切手類ノ出納保管ニ關スル事項
- 十 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
- 十一 物件ノ賣買貸借及修繕等ニ關スル事項
- 十二 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
- 十三 官舎及宿舍ニ關スル事項
- 十四 給仕小使等傭人ニ關スル事項
- 十五 局内外取締及非常警備ニ關スル事項

一等郵便局、電信局及電話局分課規程



- 十六 電話加入及加入申込ニ關スル事項
- 十七 電話ノ開通順序及番號ノ選定、變更ニ關スル事項
- 十八 電話機及附屬物品ノ増設、移轉、撤去及變更ニ關スル事項
- 十九 長距離通話用電話機ノ請求、廢止ニ關スル事項
- 二十 官廳用及私設電話機ノ接續ニ關スル事項
- 二十一 歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 二十二 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項
- 二十三 料金滯納ニ係ル通話並官廳用及私設電話機接續ノ停止ニ關スル事項
- 二十四 共同線加入者ノ組合及通話取扱休止ニ關スル事項
- 二十五 電話工事著手月日、開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項
- 二十六 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
- 二十七 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項
- 二十八 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徵收ニ關スル事項
- 二十九 三等局(廣島局ニ限ル)及自局電話書類ノ照合調査ニ關スル事項
- 三十 電話書類ノ加入者別集計ニ關スル事項
- 三十一 局中他課ニ屬セサル事項

東京中央

大阪中央

神戸中央

郵便局

通常郵便課

- 一 通常郵便物ノ取集、引受、配達、交付、到著及差立ニ關スル事項
- 二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
- 三 通常郵便料金徵收及郵便ニ依ル電報料、手数料ノ追徵ニ關スル事項
- 四 通常郵便料金還付ニ關スル事項
- 五 代金引換郵便ノ代金、集金郵便及集金郵便振替貯金ノ現金ノ取立ニ關スル事項
- 六 郵便函及郵便切手收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 七 郵便私書函貸與ニ關スル事項
- 八 通常郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 九 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

小包郵便課

- 一 小包郵便物ノ取集、引受、配達、交付、到著及差立ニ關スル事項
- 二 小包郵便料金徵收ニ關スル事項
- 三 小包郵便料金還付ニ關スル事項
- 四 小包郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 五 郵便行囊主管局事務ニ關スル事項
- 六 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

下谷、小石川、神田、横濱、静岡、笹島、岐阜、津、松本、富山、金澤、福井、大阪東、大阪西、七條、姫路、和歌山、徳島、高知、岡山、松江、高松、松山、熊本、福岡、長崎、佐賀、佐世保、大分、那覇、盛岡、青森、新潟、函館、小樽、旭川

郵便局



郵便課

- 一 郵便物ノ取集、引受、配達、交付、到着及差立ニ關スル事項
- 二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
- 三 郵便料金徴收及郵便ニ依ル電報料、手數料ノ追徴ニ關スル事項
- 四 郵便料金還付ニ關スル事項
- 五 郵便函及郵便切手收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 六 郵便私書函貸與ニ關スル事項(横濱局ヲ除ク)
- 七 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 八 郵便行囊主管局事務ニ關スル事項(行囊主管局ニ指定セ)  
(ラレタル局ニ限ル)  
(下谷、小石川、神田、横濱、笹島)
- 九 公衆電話料金取集ニ關スル事項(大阪東、大阪西、七條ノ各局ヲ除ク)
- 十 郵便爲替貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 十一 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項
- 十二 代金引換郵便ノ代金、集金郵便及集金郵便振替貯金ノ現金ノ取立ニ關スル事項
- 十三 證券ノ購入及交付ニ關スル事項
- 十四 年金恩給等ノ支給ニ關スル事項
- 十五 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項
- 十六 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
- 十七 區内各局所受拂外國爲替證書發行ニ關スル事項(函館局ニ限ル)
- 十八 指定區域内各局取扱ニ係ル各種受拂證據書類及之カ計算書類ニ對スル計算調査事務ニ關スル事項(那覇局ニ限ル)

- 十九 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項(横濱、松本、姫路、高知、松江、佐賀、大分、那覇、旭川ノ各局ニ限ル)
  - 二十 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項(同前)
  - 二十一 郵便爲替貯金、簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ保管ニ關スル事項(簡易生命保險、郵便年金事務ノモノハ同前)
  - 二十二 船舶ノ使用及取締ニ關スル事項(横濱、長崎兩局以外ノ船ノ備付アル局ニ限ル)
  - 二十三 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項
- 日本橋、京橋、名古屋、京都、廣島、門司、鹿兒島、仙臺、札幌 } 郵便局

郵便課

- 一 郵便物ノ取集、引受、配達、交付、到着及差立ニ關スル事項
  - 二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
  - 三 郵便料金徴收及郵便ニ依ル電報料、手數料ノ追徴ニ關スル事項
  - 四 郵便料金還付ニ關スル事項
  - 五 代金引換郵便ノ代金、集金郵便及集金郵便振替貯金ノ現金ノ取立ニ關スル事項
  - 六 郵便函及郵便切手收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
  - 七 郵便私書函貸與ニ關スル事項
  - 八 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
  - 九 郵便行囊主管局事務ニ關スル事項(行囊主管局ニ指定セ)  
(ラレタル局ニ限ル)
- 一等郵便局、電信局及電話局分課規程



- 十 公衆電話料金取集ニ關スル事項(日本橋、京橋、名古屋、京都ノ各局ヲ除ク)
  - 十一 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項
- 東京中央、横濱、大阪中央、  
神戸中央、下關、門司、長崎) 郵便局
- 外國郵便課

- 一 外國郵便物ノ引受、差立、到着、配達及交付ニ關スル事項
  - 二 外國郵便料金徴收ニ關スル事項
  - 三 郵便私書函貸與ニ關スル事項(下關、門司、長崎ノ各局ヲ除ク)
  - 四 外國郵便物ノ關稅ニ關スル事項
  - 五 外國爲替受拂ニ關スル事項
  - 六 區内各局所受拂外國爲替證書發行ニ關スル事項
  - 七 外國爲替證書及印章保管ニ關スル事項
  - 八 船舶ノ使用及取締ニ關スル事項(船舶ノ備付アル局ニ限ル)
  - 九 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項
- 東京中央、日本橋、京橋、名古屋、大阪中央、京都、神戸中央、廣島、門司、鹿兒島、仙臺、札幌) 郵便局
- 爲替貯金課

- 一 郵便爲替貯金、歲入金、歲出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 二 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項
- 三 證券ノ購入及交付ニ關スル事項

- 四 年金恩給等ノ支給ニ關スル事項
  - 五 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項
  - 六 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項
  - 七 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項(東京中央局ニ限ル)
  - 八 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項(前同)
  - 九 郵便爲替貯金、簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ保管ニ關スル事項(簡易生命保險、郵便年金事務ノモノハ同前)
  - 十 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項
- 日本橋、下谷、京橋、小石川、大森、神田、中野、神奈川、静岡、濱松、名古屋、笹島、豊橋、岐阜、津、長野、富山、金澤、福井、大阪中央、大阪東、大阪西、京都、七條、神戸中央、和歌山、徳島、廣島、吳、岡山、高松、松山、熊本、福岡、門司、小倉、久留米、長崎、佐世保、鹿兒島、仙臺、盛岡、青森、新潟、札幌、函館、小樽
- 郵便局
- 保 險 課
- 一 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並保險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項
  - 二 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並年金契約者及年金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項
  - 三 簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ保管ニ關スル事項



四 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項

大森、中野、神奈川、濱松、豊橋、  
長野、吳、下關、小倉、久留米 郵便局

郵便電信課

- 一 郵便物ノ取集、引受、配達、交付、到著及差立ニ關スル事項
- 二 不能還付郵便物ノ處理ニ關スル事項
- 三 郵便料金徴收及郵便ニ依ル電報料、手數料ノ追徴ニ關スル事項
- 四 郵便料金還付ニ關スル事項
- 五 郵便函及郵便切手收入印紙賣捌所ノ廢置、變更ニ關スル事項
- 六 郵便私書函貸與ニ關スル事項
- 七 郵便物集配ノ監視ニ關スル事項
- 八 郵便行囊主管局事務ニ關スル事項(行囊主管局ニ指定セ  
ラレタル局ニ限ル)
- 九 公衆電話料金取集ニ關スル事項(神奈川局  
ヲ除ク)
- 十 郵便爲替貯金、歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 十一 未使用爲替證書及貯金通帳ノ保管ニ關スル事項
- 十二 代金引換郵便ノ代金、集金郵便及集金郵便振替貯金ノ現金ノ取立ニ關スル事項
- 十三 證券ノ購入及交付ニ關スル事項
- 十四 年金恩給等ノ支給ニ關スル事項
- 十五 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項
- 十六 外國郵便振替取消請求書ノ受付及同料金ノ還付ニ關スル事項

十七 簡易生命保險ノ契約、契約ノ異動變更消滅復活、保險料ノ取立、保險金及還付金ノ支拂並保

險契約者ニ對スル貸付等ニ關スル事項(下關局  
ニ限ル)

十八 郵便年金ノ契約、契約ノ異動變更消滅、掛金ノ取立、年金及返還金ノ支拂並年金契約者及年

金受取人ニ對スル貸付等ニ關スル事項(同  
前)

十九 郵便爲替貯金、簡易生命保險、郵便年金事務ノ官印及諸印類ノ保管ニ關スル事項(簡易生命保險、  
郵便年金事務  
ノモノ  
ハ同前)

二十 電報ノ受付、送受、配達、電話依託通信及電話通話ニ關スル事項(電話依託通信ニ限リ神  
奈川、下關兩局ヲ除ク)

二十一 線路障害報告及措置ニ關スル事項

二十二 電報ノ停止ニ關スル事項

二十三 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項

二十四 電報略號及配達先登記並局渡證票ニ關スル事項

二十五 正午報ニ關スル事項

二十六 船舶通過報ニ關スル事項

二十七 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項

二十八 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項

二十九 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項

三十 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項

三十一 電報配達ノ監視ニ關スル事項

三十二 自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項

三十三 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項



東京中央  
大阪中央 電信局

監查課

- 一 電報取扱ノ實務監査ニ關スル事項
- 二 吏員及傭人ノ服務方法ノ調査ニ關スル事項

神戸中央電信局

監查係

- 一 電報取扱ノ實務監査ニ關スル事項
- 二 吏員及傭人ノ服務方法ノ調査ニ關スル事項

東京中央電信局

第一内信課

- 一 所屬回線ヲ經由スル主トシテ内國電報ノ送受ニ關スル事項
- 二 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 四 船舶通過報ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 返信料前納證書ニ關スル事項
- 八 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 九 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

第二内信課

- 一 所屬回線ヲ經由スル主トシテ内國電報ノ送受ニ關スル事項
- 二 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 四 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 五 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 六 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 七 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

外地課

- 一 主トシテ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ發著スル内國電報、日滿電報及外國電報ノ電信又ハ無線電信ニ依ル送受ニ關スル事項
- 二 無線電信ニ依ル航空機ノ航行安全ニ關スル電報ノ取扱ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 四 無線電信ニ依ル報時及所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 五 航行警報ノ放送ニ關スル事項
- 六 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 七 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 八 日滿間連絡線經由電報ノ料金計算調査ニ關スル事項
- 九 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項



外信課

- 一 主トシテ外國電報ノ電信又ハ無線電信ニ依ル送受ニ關スル事項
- 二 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 四 本邦局所ヨリ外國ニ宛テタル事務報ノ辭句改竄ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 外國電報料金計算調査ニ關スル事項
- 八 返信料前納證書ニ關スル事項
- 九 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項

大阪中央電信局

通信課

- 一 所屬回線ヲ經由スル電報ノ送受ニ關スル事項
- 二 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 四 船舶通過報ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 返信料前納證書ニ關スル事項

外地課

- 八 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 九 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項

一 主トシテ朝鮮、臺灣及航空機ニ發著スル内國電報、日滿電報及外國電報ノ電信又ハ無線電信ニ依ル送受ニ關スル事項

- 二 無線電信ニ依ル航空機ノ航行安全ニ關スル電報ノ取扱ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 四 所屬回線ノ正午報ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 日滿間連絡線經由電報ノ料金計算調査ニ關スル事項
- 八 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 九 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項

神戸中央電信局

通信課

- 一 電報送受ニ關スル事項
- 二 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 正午報ニ關スル事項
- 四 船舶通過報ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)



- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 返信料前納證書ニ關スル事項
- 八 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 九 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

名古屋郵便局

内信課

- 一 電報ノ受付、配達、電話依託通信及電話通話ニ關スル事項
- 二 主トシテ内國電報ノ送受ニ關スル事項
- 三 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 四 電報ノ停止ニ關スル事項
- 五 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項
- 六 電報略號、配達先登記及局渡證券ニ關スル事項
- 七 正午報ニ關スル事項
- 八 船舶通過報ニ關スル事項
- 九 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 十一 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項
- 十二 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項
- 十三 電報配達ノ監視ニ關スル事項
- 十四 自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項

十五 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

外信課

- 一 主トシテ外國電報ノ電信又ハ無線電信ニ依ル送受ニ關スル事項
- 二 所屬回線ノ障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 外國電報料金計算調査ニ關スル事項
- 四 本邦局所ヨリ外國ニ宛テタル事務報ノ辭句改竄ニ關スル事項
- 五 電報ノ停止ニ關スル事項(發信電報ヲ除ク)
- 六 電報書類ノ検査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 七 返信料前納證書ニ關スル事項
- 八 所屬通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 九 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

東京中央、日本橋、下谷、京橋、小石川、神田、横濱、静岡、笹島、  
 岐阜、津、松本、富山、金澤、福井、大阪中央、大阪東、大阪西、  
 京都、七條、神戸中央、姫路、和歌山、徳島、高知、廣島、岡山、  
 松江、高松、松山、熊本、福岡、門司、長崎、佐賀、佐世保、大  
 分、鹿兒島、仙臺、盛岡、青森、新潟、札幌、函館、小樽、旭川  
 郵便局

下關電信局

- 一 電報ノ受付、送受、配達、電話依託通信及電話通話ニ關スル事項(配達ニ限リ大阪中央、電話依託通信ニ限リ日本橋、下谷、京橋、小石川、神田、笹島、大阪東、大阪西、七條、神戸中央ノ各局ヲ除ク)



- 二 同報電信ノ通信ニ關スル事項(日本橋局ニ限ル)
- 三 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 四 航行警報ノ放送ニ關スル事項(鹿兒島局ニ限ル)
- 五 無線通信ノ監視ニ關スル事項(前同)
- 六 對船舶無線通信ニ關スル事項(前同)
- 七 電報ノ停止ニ關スル事項
- 八 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項
- 九 電報略號及配達先登記並局渡證票ニ關スル事項(配達先登記及局渡證票ニ限リ大阪中央局ヲ除ク)
- 十 正午報ニ關スル事項
- 十一 船舶通過報ニ關スル事項
- 十二 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十三 電報書類ノ檢査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 十四 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項
- 十五 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項
- 十六 電報配達ノ監視ニ關スル事項(大阪中央局ヲ除ク)
- 十七 自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項(前同)
- 十八 大北電信會社ト外國電報ノ受授ニ關スル事項(長崎局ニ限ル)
- 十九 外國電報料金計算調査ニ關スル事項(長崎、佐世保兩局ニ限ル)
- 二十 本邦局所ヨリ外國局ニ宛テタル事務報ノ辭句改竄ニ關スル事項(前同)
- 二十一 歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項(下關局ニ限ル)
- 二十二 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項(前同)
- 二十三 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

那覇郵便局

電信課

- 一 電報ノ受付、送受、配達、電話依託通信及電話通話ニ關スル事項
- 二 線路障害報告及措置ニ關スル事項
- 三 航行警報ノ放送ニ關スル事項
- 四 無線通信ノ監視ニ關スル事項
- 五 對船舶無線通信ニ關スル事項
- 六 電報ノ停止ニ關スル事項
- 七 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項
- 八 電報略號及配達先登記並局渡證票ニ關スル事項
- 九 正午報ニ關スル事項
- 十 船舶通過報ニ關スル事項
- 十一 通信機械ノ調度及保護ニ關スル事項
- 十二 電報書類ノ檢査、整理、保管及差立ニ關スル事項
- 十三 電報料金ノ追徴及還付ニ關スル事項
- 十四 返信料前納證書及前納通話券ニ關スル事項
- 十五 電話加入及加入申込ニ關スル事項
- 十六 電話ノ開通順序及番號選定、變更ニ關スル事項



- 十七 電話機及附屬物品ノ増設、移轉、撤去及變更ニ關スル事項
  - 十八 長距離通話用電話機ノ請求廢止ニ關スル事項
  - 十九 官廳用及私設電話機ノ接續ニ關スル事項
  - 二十 料金滯納ニ係ル通話竝官廳用及私設電話機接續ノ停止ニ關スル事項
  - 二十一 共同線加入者ノ組合及通話取扱休止ニ關スル事項
  - 二十二 電話工事著手月日、開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項
  - 二十三 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
  - 二十四 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項
  - 二十五 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徵收ニ關スル事項
  - 二十六 電話通信媒介ノ實務及其ノ監查ニ關スル事項
  - 二十七 電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項
  - 二十八 電話交換證及呼出證ノ作成竝電話書類ノ加入者別集計ニ關スル事項
  - 二十九 電話書類ノ照合調査ニ關スル事項
  - 三十 電話事務員養成ニ關スル事項
  - 三十一 電報配達及電話ノ監視ニ關スル事項
  - 三十二 自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項
  - 三十三 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項
- 横濱、京都、  
神戸中央 郵便局  
會計課

- 一 豫算ノ經理ニ關スル事項
  - 二 歳入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻竝之カ決算ニ關スル事項
  - 三 歳出ノ繰替支出及過誤拂戻竝之カ決算ニ關スル事項
  - 四 郵便切手類收入印紙ノ賣捌買戻及出納保管ニ關スル事項(窓口賣捌事務ヲ除ク)
  - 五 物品及有價證券ノ出納保管ニ關スル事項
  - 六 物件ノ賣買、貸借及修繕等ニ關スル事項
  - 七 國有財産及借入土地建物ノ管守ニ關スル事項
  - 八 官舎及宿舍ニ關スル事項
  - 九 給仕小使等傭人ニ關スル事項
  - 十 局内外ノ取締及非常警備ニ關スル事項
- 東京中央  
大阪中央 電信局  
神戸中央  
受付配達課

- 一 電報ノ受付、配達、電話依託通信及電話通話ニ關スル事項
- 二 歳入金、歳出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 三 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項
- 四 電報略號及配達先登記竝局渡證票ニ關スル事項
- 五 電報ノ閱覽正寫ニ關スル事項
- 六 電報料金ノ追徵及還付ニ關スル事項



一等郵便局、電信局及電話局分課規程

- 七 電報ノ停止ニ關スル事項
- 八 前納通話券ニ關スル事項
- 九 電報配達ノ監視ニ關スル事項
- 十 自轉車ノ使用及保管ニ關スル事項
- 十一 所屬現業傭人ノ服務ニ關スル事項

東京中央、橫濱中央、  
名古屋中央、大阪中央、  
京都中央、神戸中央、  
電話局

監査課

- 一 電話通信媒介實務ノ監査ニ關スル事項
- 二 電話交換従事員ノ服務方法ノ調査ニ關スル事項
- 三 電話ノ監視ニ關スル事項

加入課

- 一 電話加入及加入申込ニ關スル事項
- 二 電話ノ開通順序及番號ノ選定、變更ニ關スル事項
- 三 電話機及附屬物品ノ増設、移轉、撤去及變更ニ關スル事項
- 四 長距離通話用電話機ノ請求、廢止ニ關スル事項
- 五 官應用及私設電話機ノ接續ニ關スル事項
- 六 歲入金、歲出金及雜部金ノ受拂ニ關スル事項
- 七 資金及過超金ノ受入及拂出ニ關スル事項

- 八 料金滯納ニ係ル通話竝官應用及私設電話機接續ノ停止ニ關スル事項
- 九 共同線加入者ノ組合及通話取扱休止ニ關スル事項
- 十 電話工事著手月日、開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項
- 十一 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
- 十二 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項
- 十三 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徵收ニ關スル事項

料金課

- 一 三等局(東京、名古屋、大坂ノ各局ニ限ル)及自局電話書類ノ照合調査ニ關スル事項
- 二 電話書類ノ加入者別集計ニ關スル事項
- 三 歲入ノ徵收、繰越、滯納處分、不納缺損及拂戻竝之カ決算ニ關スル事項

各分局

- 一 市内電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項(大阪中央電話局)
- 二 市外電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項(大阪中央電話局)
- 三 市内電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項(大阪中央電話局)
- 四 市外電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項(大阪中央電話局)
- 五 電話交換證及呼出證ノ作成ニ關スル事項(前)

東京中央、名古屋中央、大阪  
中央、京都中央、神戸中央、  
電話局

養成課

- 一 電話事務員養成ニ關スル事項

一等郵便局、電信局及電話局分課規程



市内交換課

- 一 市内電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項
- 二 市内電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項

市外交換課

- 一 市外電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項
- 二 市外電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項
- 三 電話交換證及呼出證ノ作成ニ關スル事項

東京中央電話局

國際交換課

- 一 國際及外地無線電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項
- 二 國際及外地無線電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項
- 三 國際及外地無線電話交換證並件名表ノ作成ニ關スル事項

橫濱中央、

廣島、福岡、電話局

交換課

- 一 電話通信媒介ノ實務ニ關スル事項
- 二 電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項
- 三 電話交換證及呼出證ノ作成ニ關スル事項
- 四 電話事務員養成ニ關スル事項
- 五 電話通信媒介實務ノ監査ニ關スル事項(橫濱中央電話局ヲ除ク)

六 電話ノ監視ニ關スル事項(前)

大森、中野、靜岡、濱松、豊橋、岐阜、津、長野、松本、富山、  
 金澤、福井、姫路、和歌山、徳島、高知、吳、岡山、松江、高松、  
 松山、熊本、門司、小倉、久留米、長崎、佐賀、佐世保、大分、  
 鹿兒島、仙臺、盛岡、青森、新潟、札幌、函館、小樽、旭川、  
 下關電信局

郵便局

電話課

- 一 電話加入及加入申込ニ關スル事項
- 二 電話ノ開通順序及番號選定、變更ニ關スル事項
- 三 電話機及附屬物品ノ増設、移轉、撤去及變更ニ關スル事項
- 四 長距離通話用電話機ノ請求廢止ニ關スル事項
- 五 官廳用及私設電話機ノ接續ニ關スル事項
- 六 料金滞納ニ係ル通話並官廳用及私設電話機接續ノ停止ニ關スル事項
- 七 共同線加入者ノ組合及通話取扱休止ニ關スル事項
- 八 電話工事着手月日、開通月日及電話番號等ノ通知ニ關スル事項
- 九 電話番號簿ノ編纂、發行及交付ニ關スル事項
- 十 電話番號簿ノ廣告ニ關スル事項
- 十一 郵便切手納付ニ係ル電話ニ關スル各種料金ノ徵收ニ關スル事項
- 十二 電話通信媒介ノ實務及其ノ監査ニ關スル事項
- 十三 電話交換狀況ノ調査ニ關スル事項



- 十四 電話交換證及呼出證ノ作成並電話書類ノ加入者別集計ニ關スル事項
- 十五 三等局(熊本、仙臺、札)及自局電話書類ノ照合調査ニ關スル事項
- 十六 電話事務員養成ニ關スル事項
- 十七 電話ノ監視ニ關スル事項

東京、大阪、  
熊本、札幌

鐵道郵便局

仙臺鐵道船舶郵便局

乗務課

- 一 鐵道又ハ船舶遞送ニ係ル郵便物取扱ニ關スル事項
- 二 鐵道又ハ船舶係員ノ服務指定ニ關スル事項
- 三 鐵道又ハ船舶郵便帳簿及送狀ノ整理及調査ニ關スル事項
- 四 鐵道又ハ船舶郵便室並鐵道又ハ船舶係員詰所、宿泊所及湯供給所ノ取締ニ關スル事項
- 五 郵便車室ノ維持及設備ニ關スル事項
- 六 現業備人ノ服務ニ關スル事項

新潟郵便局

鐵道郵便課

- 一 鐵道遞送ニ係ル郵便物取扱ニ關スル事項
- 二 鐵道係員ノ服務指定ニ關スル事項
- 三 鐵道郵便帳簿及送狀ノ整理及調査ニ關スル事項
- 四 鐵道郵便室並鐵道係員詰所、宿泊所及湯供給所ノ取締ニ關スル事項

- 五 郵便車室ノ維持及設備ニ關スル事項
- 六 所屬現業備人ノ服務ニ關スル事項



○二等郵便局、電信局及電話局ニ主事ヲ置クコトヲ得ルノ件

(昭和四年十一月公達第一〇八八號)

遞信局長ハ二等郵便局、電信局及電話局ニ主事ヲ置クコトヲ得  
主事ハ遞信局長之ヲ命免ス

二等郵便局、電信局及電話局ニ主事ヲ置クコトヲ得ルノ件



〇一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)職務章程

(大正二年六月公達第三七一號)

- 第一條 一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)ハ主管ノ事務ニ關スル法令ヲ執行シ且部下ノ職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信局長ニ内申ス
- 第二條 一、二等郵便局、電信局及電話局長(在外局長ヲ除ク)ハ左ノ事項ヲ專決施行ス
- 一 局員ノ服務ヲ指定スルコト
  - 二 雇員ヲ進退スルコト
  - 三 判任以下局員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養及受験願ヲ許否スルコト
  - 四 判任以下局員ノ除服出仕ヲ命スルコト
  - 五 雇員及其ノ家族ノ營業願ヲ許否スルコト
  - 六 郵便函ヲ廢置變更スルコト
  - 六ノ二 郵便函及電話機持退手當ヲ給與スルコト
  - 六ノ三 集配區畫ヲ變更スルコト但シ配置定員ニ異動ヲ來スモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 七 前各號ニ比シ輕易ノ事項



○在外電信局長職務章程（大正十二年一月公達第三九一號）

第一條 在外電信局長ハ主管ノ事務ニ關スル法令ヲ施行シ及部下ノ職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信大臣ニ具狀ス

第二條 在外電信局長ハ左ノ事項ヲ專決施行ス

- 一 局員ノ服務ヲ指定スルコト
- 二 雇員ヲ進退スルコト
- 三 局員ノ除服出仕ヲ命スルコト
- 四 會計規則第三百三十六條ノ検査員同第三百三十七條ノ立會官吏及同第四百十六條ノ計算書調製官吏ヲ命スルコト
- 五 出納官吏及出納員ニ對スル檢定書ヲ處理スルコト
- 六 傭人ニ對シ贈與ノ受領申請ヲ許否スルコト
- 七 現業員勤勉手當給與ニ關スルコト
- 八 亡失毀損物品ノ辨償ヲ命スルコト但シ物品出納規程ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 九 國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收ヲ要スルモノヲ除クノ外各種徵收金ノ分納及延納ヲ許否スルコト
- 十 前各號ニ比シ輕易ナル事項



○燈臺局官制 (大正十三年九月勅令第二八二號)

第一條 燈臺局ハ遞信大臣ノ管理ニ屬シ燈臺其ノ他ノ航路標識ノ工事、保守及用品ノ作業ニ關スル事務ヲ掌ル

局長

勅任又ハ奏任

書記官

專任 一人

奏任

技師

專任 四人

奏任

書記

專任 十二人

判任

技手

專任 十八人

判任

看守

判任

第三條 局長ハ遞信大臣ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第三條ノ二 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第六條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第七條 看守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ航路標識ノ看守ニ從事ス其ノ定員ハ左ノ如シ

- 一等燈臺 各三人
- 二等燈臺
- 三等燈臺
- 四等燈臺
- 五等燈臺
- 六等燈臺

燈臺局官制



無等燈臺 各二人

導燈 各二人

燈船標

霧信號所

潮流信號所

通航信號所 各五人

無線方位信號所 各三人

他ノ航路標識ノ管理ニ屬スル航路標識ニハ前項ノ規定ニ拘ラス看守ヲ置カス

他ノ航路標識ヲ管理スル航路標識、船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ航路標識、無線方位信號所ニアラサル

無線電信ノ設備ヲ有スル航路標識及航路標識所在地外ニ吏員ヲ退息セシムル必要アル航路標識ニハ各看守

二人以内ヲ増置スルコトヲ得

第一項及第三項ニ規定スルモノノ外遞信大臣必要ト認ムルトキハ俸給豫算定額内ニ於テ看守豫備員二十人

以内ヲ置クコトヲ得

豫備員ハ燈臺局ノ事務ニ臨時從事セシムルコトヲ得

豫備員ハ燈臺局ノ事務ニ臨時從事セシムルコトヲ得

○燈臺局分課規程 (昭和三年十一月公達第一〇二六號)

第一條 燈臺局ニ左ノ二課ヲ置ク

監理課

工務課

第二條 監理課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 職員ノ進退、賞罰及身分ニ關スル事項

二 局印及局長印ノ管守ニ關スル事項

三 職員ノ共濟及保健ニ關スル事項

四 從業員會ニ關スル事項

五 燈臺看守業務ノ監督ニ關スル事項

六 航路標識視察船ノ行動ニ關スル事項

七 公文書ノ受發編纂保存ニ關スル事項

八 航路標識ノ告示及統計ニ關スル事項

九 燈臺看守業務ノ傳習ニ關スル事項

十 圖書ノ出版保管ニ關スル事項

十一 航路標識用機械器具及點燈用品ノ研究、試驗並檢定ニ關スル事項

十二 歳入、歳出ノ豫算、決算ニ關スル事項

十三 收入、支出及現金ノ出納ニ關スル事項

十四 賣買、貸借、請負ニ關スル事項



- 十五 物品ノ保管及配給ニ關スル事項
- 十六 廳中取締ニ關スル事項
- 十七 局中他課ニ屬セサル事項
- 第三條 工務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス
  - 一 航路標識ノ計畫及工事施行ニ關スル事項
  - 二 航路標識ニ關スル申請處理ニ關スル事項
  - 三 國有財産ニ關スル事項
  - 四 航路標識用品ノ製修作業ニ關スル事項
  - 五 工場傭人ノ身分進退ニ關スル事項
  - 六 工場ノ取締ニ關スル事項
- 第四條 課ニ課長ヲ置キ遞信大臣之ヲ命免ス
- 第五條 燈臺局長ハ課ニ係ヲ置キ係ニ係長ヲ置クコトヲ得  
係長ハ燈臺局長之ヲ命免ス
- 第六條 航路標識ニ看守長ヲ置キ燈臺局長之ヲ命免ス

○燈臺局長職務章程 (大正十三年十一月公達第九八二號)

- 第一條 燈臺局長ハ主管事務ヲ整理シ且部下職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信大臣ニ具狀ス
- 第二條 燈臺局長ハ左ニ掲クル事項ヲ專決施行ス
  - 一 雇員ヲ進退スル事
  - 二 局員ノ服務ヲ指定スル事
  - 三 局員ノ内地出張ヲ命スル事
  - 四 局員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養願、受験願ヲ處理シ又ハ除服出仕ヲ命スル事
  - 五 歳入金ノ分納及延納願ヲ處理スル事
  - 六 明治二十五年勅令第八十號ニ依リ官吏療治料ヲ給與スル事
  - 七 同居セサル親族ニ對スル家族移轉料ノ支給ヲ認可スル事
  - 八 削除
  - 九 會計規則第三百三十六條ノ検査員、同第三百三十七條ノ立會官吏及同第四百四十六條ノ計算書作成官吏ヲ命スル事
  - 十 出納官吏ニ對スル檢定書ヲ處理スル事
  - 十一 部下職員又ハ其ノ家族ノ營業願ヲ處理スル事
  - 十二 部下職員ノ受クル贈與ノ受領申請ヲ許可スル事
  - 十三 遺失物法又ハ水難救護法ニ依リ遺失物又ハ漂流物等拾得者ニ報勞金ヲ給與スル事
  - 十三ノ二 官公設航路標識ノ保守ヲ受託スル事
  - 十三ノ三 公衆傷害慰藉金及非常災害等ノ場合ニ於ケル部外盡力者ニ對スル慰勞金ヲ給與スル事但シ總



- 額一千圓ヲ超エサルモノニ限ル
- 十三ノ四 三百圓以下ノ諸謝金ヲ贈與スル事
- 十四 前各項ニ比シ輕易ノ事項
- 第三條 燈臺局長ハ其ノ專決施行ニ屬スル事項ト雖モ特ニ重要ナルモノト思料スルトキハ豫メ意見ヲ具シテ遞信大臣ノ決裁ヲ承クヘシ
- 第四條 燈臺局長ハ豫メ遞信大臣ノ認可ヲ承ケ其ノ專決施行ニ屬スル事務ノ一部ヲ課長又ハ看守長ニ分任スルコトヲ得

一(號三第審正訂聚類程規課分及制官)一

○海員懲戒法 (明治二十九年四月法律第六九號) (抄)

- 第八條 海員審判所ハ地方海員審判所及高等海員審判所ノ二トス  
地方海員審判所ハ(船舶司檢所)ニ置キ高等海員審判所ハ遞信省ニ置ク
- 第九條 海員審判所ニハ審判所長、審判官、理事官及書記ヲ置ク  
審判所長、審判官、理事官及書記ノ定員並其ノ任用ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十一條 地方海員審判所ノ管轄區域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



○地方海員審判所ノ名稱、位置及管轄區域ノ件

(明治四十三年三月勅令第九四號)

地方海員審判所ノ名稱、位置及管轄區域ハ遞信大臣之ヲ定ム

○同件

(昭和二年十月省令第四一號)

地方海員審判所ノ名稱、位置及管轄區域別表ノ通定ム但シ大正十四年勅令第三百二十七號(大正十四年法律第五十二號支那ニ於ケル帝國法人ノ所有スル船舶等ニ關スル件施行令)第三條第一項ニ依ル船舶港ノ所在地ハ門司地方海員審判所ノ管轄區域トス

(別表)

名稱	位置	管轄區域
東京地方海員審判所	東京市	東京府 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 三重縣 愛知縣 靜岡縣 山梨縣 岐阜縣 長野縣 宮城縣 福島縣 岩手縣 山形縣
大阪地方海員審判所	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 和歌山縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣
門司地方海員審判所	門司市	長崎縣 山口縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣
函館地方海員審判所	函館市	北海道 青森縣 秋田縣



海員審判所職員定員及任用令	海員審判所	高等海員審判所	地方海員審判所
所長	一人	一人	一人
審判官	十三人	二人	二人
理事官	二人	二人	二人
書記	四人	二人	二人

○海員審判所職員定員及任用令 (明治三十年四月勅令第七八號)

第一條 高等海員審判所職員定員ハ左ノ如シ

所長 一人

審判官 十三人

理事官 二人

書記 四人

第二條 地方海員審判所職員定員ハ各所ヲ通シテ左ノ如シ

所長 四人

審判官 二十八人

理事官 八人

書記 二十人

第三條 高等海員審判所長ハ勅任トシ遞信省高等官ヲ以テ之ヲ兼ネシム

高等海員審判所審判官ハ奏任トシ中十名ハ遞信部内ノ高等官又ハ文部省直轄商船專門學校ノ教授ヲシテ

之ヲ兼ネシム

高等海員審判所理事官ハ奏任トシ中一名ハ遞信部内ノ高等官又ハ文部省直轄商船專門學校ノ教授ヲシテ

之ヲ兼ネシム

高等海員審判所書記ハ判任トシ中三名ハ遞信屬又ハ遞信局書記ヲシテ之ヲ兼ネシム

第四條 地方海員審判所長ハ奏任トシ遞信局高等官ヲシテ之ヲ兼ネシム但シ遞信局長ヲシテ之ヲ兼ネシム

ル場合ニ於テハ勅任トス



地方海員審判所審判官ハ奏任トシ中十八名ハ遞信部内ノ高等官又ハ文部省直轄商船專門學校ノ教授ヲシテ之ヲ兼ネシム

地方海員審判所理事官ハ奏任トシ中三名ハ遞信部内ノ高等官又ハ文部省直轄商船專門學校ノ教授ヲシテ之ヲ兼ネシム

地方海員審判所書記ハ判任トシ中十二名ハ遞信局書記ヲシテ之ヲ兼ネシム

第五條 高等海員審判所審判官理事官及地方海員審判所審判官理事官ハ文官任用令第五條ノ規定ニ該當スル者、海軍高等武官海軍法務官判事檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者、海事ニ關スル遞信部内ノ高等官又ハ文部省直轄商船專門學校ノ教授ヨリ任用ス

○海員審判所長職務章程 (明治三十六年二月公達第一四二號)

第一條 海員審判所長ハ部下職員ヲ監督シ其ノ進退功過ヲ遞信大臣ニ具狀ス

第二條 海員審判所長ハ左ニ掲クル條件ヲ專決施行ス

- 一 雇員ヲ進退スル事
- 二 所員ノ歸省、看護、墓參、轉地療養願ヲ許否シ及除服出仕ヲ命スル事
- 三 部下職員ヲ管轄區内ニ出張セシムル事
- 四 臨時緊急ノ場合ニ於テ遞信大臣ノ指揮ヲ請フ暇ナキトキニ限り所員ヲ管轄區外ニ派遣スル事



○船員職業紹介委員會官制 (大正十二年八月勅令第三七四號)

第一條 船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關スル事項ニ付遞信大臣ノ諮問ニ應シ意見ヲ開  
申ス

船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關スル事項ニ付遞信大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 船員職業紹介委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ遞信次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ遞信大臣ノ奏請ニ依リ船舶所有者及船員ノ利益ヲ代表シ得ル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ各同數ノ者ヲ  
命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ遞信大臣ノ指定シタル遞信省高等官其ノ職務ヲ代理ス

第五條 遞信大臣ハ必要ニ依リ又ハ船員職業紹介委員會ノ要求アルトキハ遞信省高等官其ノ他學識經驗ヲ  
有スル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六條 船員職業紹介委員會ニ幹事ヲ置ク遞信大臣ノ奏請ニ依リ遞信省高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命  
ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 船員職業紹介委員會ニ書記ヲ置ク遞信省判任官ノ中ヨリ遞信大臣之ヲ命ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス



○電氣委員會官制 (昭和七年十一月勅令第三五五號)

- 第一條 電氣委員會ハ遞信大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シ左ニ掲クル事項ヲ調査審議ス
- 一 電氣事業法第二十四條第一項又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分
  - 二 特定供給ノ許可ノ基準ニ關スル事項
  - 三 電氣料金認可ノ基準ニ關スル事項
  - 四 電氣事業統制ノ基礎ト爲ルヘキ發電及送電豫定計畫ニ關スル事項
  - 五 電氣事業ニ關スル法令ニ依リ遞信大臣ノ裁定スヘキ重要事項
  - 六 其ノ他電氣事業ニ關スル重要事項
- 第二條 委員會ハ電氣事業ニ關スル重要事項ニ付遞信大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第三條 委員會ハ會長一人委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ遞信大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 關係各廳高等官 七人以内
  - 二 學識經驗アル者 八人以内
- 委員ハ遞信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第二項第二號ニ掲クル委員ノ任期ハ三年トス
- 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 委員會ハ必要アリト認ムルトキハ遞信大臣ヲ經テ電氣事業ニ關シ學識經驗アル者其ノ他適當ト認



ムル者ヨリ意見書ヲ徴シ又ハ其ノ出席ヲ求メテ意見ヲ聽クモトヲ得  
 第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク遞信大臣ノ奏請ニ依リ遞信部内高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ  
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
 第八條 委員會ニ書記ヲ置ク遞信部内判任官ノ中ヨリ遞信大臣之ヲ命ズ  
 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

一 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 二 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 三 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 四 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 五 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 六 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 七 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 八 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 九 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得  
 十 委員會ハ電氣事業ノ發展ニ關シテ必要ナル事項ヲ審議スルコトヲ得

昭和八年三月十八日印刷  
 昭和八年三月二十日發行

發行者

遞信大臣官房秘書課

印刷者

遞信省經理局



2202  
9



民國八年三月二十八日

甲級書  
國民大會秘書處



